

ジョン・ロックの共同体論

—おもに彼の自由概念と自然法についての考察を手掛かりに—*

熊谷 光太

はじめに

近代リベラリズムの草創期にあたる、いわゆる古典的自由主義の形成において、非常に重要な役割を担った、ジョン・ロックの思想の根本的な部分に対する解釈には、大まかに言って二つの説が存在する。一つは、ロックの考えは近代の経験論哲学に基づく快樂主義的なものであると捉える立場 (Strauss, 1953/1988) であり、もう一つは、ロックは実存主義的にあくまでもキリスト教的伝統に依拠していたと考える立場 (Dunn, 1984/1987; 加藤, 1987) である。どちらの主張も間違っているとは言い難い。なぜなら、それぞれが指摘する特徴は、確かにロックの思想に見受けられるからである。さらに、彼の思想は、双方の主張する特質を兼ね備えたものであるというだけではなく、ある種の共同体主義にも基づいていたのではないかという疑問も生じる。事実、共同体や社会を重視したロックの教説は少なからず存在しているのである。そこで、おもに、ロックの自由概念の根拠及びそれを強調した理由、そして彼の自然法観など、ロックの抱いていた概念の中でも彼の思想の根底に辿り着く可能性の高い重要なものを考察し、そこからロックの思想における共同体の位置づけを検討していきたいと思う。

1. ロックにとって「自由」、「自然法」とは何か

1-1. ロックによる自由の定義

ロックは、人間の生来的な自由 (natural liberty) と統治の下における自由 (Freedom of Men under Government) をそれぞれ次のように定義する。すなわち、前者は、地上におけるいかなる上位権力にも服従させられることなく、ただ自然法だけを自らの規則として

* 早稲田大学社会科学総合学術院厚見恵一郎教授の指導の下に作成された。

いる状態のことを示しており、後者は、政治的共同体内の同意によって樹立された立法権力が制定した恒常的な規則には従い、それが定めていない事柄においては、他人の恣意的な意志に従属せず、自分自身の意志に従うことを意味している¹⁾。そして、後者の根拠は、前者が自然法以外のいかなる拘束も受けていないことに由来する²⁾。また、ロックは、この絶対的で恣意的な権力からの自由は、人間の保全にとって不可欠であり、もしこれを失えば、自らの保全と生命とを同時に失うことになるという見解を示す³⁾。このことから、彼の認識における、人間にとっての自由概念というものの重要性の高さが窺える。しかし、ロックは、自由を絶対的なものとしたわけではない。彼は、上記の自由の根拠を、理性 (Reason) をもつということに求め、自分を導く理性をもつ前に人間を無制限の自由へと解き放つことは、人間を野獣のような状態にさせると述べているのである⁴⁾。これらの定義を踏まえ、次は、ロックの自由概念をより明確に理解するために、彼の自然状態に対する考えや、彼の自然法と密接なかわりをもつ概念の定義について考察していく。

1-2. ロックの考える自然状態

ロックは、自然状態を、人それぞれが、他人の意志に依存することなく、自然法の範囲内で、自分の行動を律し、自らが適当と思うままに自分の所有物や自分の身体を処理することができる完全に自由な状態 (傍点は原文にある強調 (以下同)) とした上で、誰も他人以上に権力と支配権とをもつことのない平等な状態であると定義している⁵⁾。ただし、それは、自由の状態ではあっても、放縦 (Licence) の状態ではない。なぜなら、この状態において、人は、自分自身と自分が所有する全ての被造物を、単にその保全ということが要求する以上のより高貴な用途がある場合を除いて破壊する自由をもたないからである⁶⁾。

ロックは、自然状態における人間が、他人に無害な楽しみ (innocent Delights) を味わう自由以外に、次のような二つの権力をもつとする。すなわち、自然法が許容する範囲内で、自己および他人の保全のために適切だと思うことをなす権力と、自然法に対する犯罪を処罰する権力である。人が個々の政治社会に加入し、そして、他の人類から区別される政治的共同体に加わる際に、前者は自分自身と社会の他の成員との保全に必要とされる限りにおいて、また後者は全面的に放棄されることになる⁷⁾。

それでは、なぜ人間は、自己保存のために必要な権力を放棄してまで、自然状態から脱するのであるのか。ロックは、自然状態そのものというよりも、そこにおける人間の以下に示す欠陥が、その理由であることを示唆する。彼によると、自然状態にある人間全てが自然法に拘束されるものの、彼らはそれが自分達自身を拘束する法であるとなかなか認めようとはしない。なぜなら、彼らは研究不足であるために自然法について無知であり、さらに、利害による偏見がそうさせるからである⁸⁾。また、自然状態においては、全ての人

間が自然法の裁判官であるとともに執行者でもあるのだが、彼らは、自分自身のことには過剰に反応する一方、他人のことには往々にして不熱心な態度をとる。そのため、制定された法に従って全ての争いを裁決する権威を備えた周知の公平な裁判官が確実に不足してしまうのである⁹⁾。その上、たとえ正しい判決が下されたとしても、それが正当に執行されるかどうか定かではない。なぜなら、不正によって罪を犯すような人々は、可能な限りほぼ例外なく実力に訴えて彼らの不正を正当化しようとするからである。そのような抵抗は、多くの場合、処罰すること自体を危険にし、しばしば、処罰を加えようと試みる人間に破壊的な事態をもたらすことになる¹⁰⁾。これらの理由から、人類は、自然状態から社会へと駆り立てられる。人々はその際、自然状態においてもっていた平等と自由と執行権力とを放棄して社会の手に委ね、それらが立法部によって社会の利益が求める形で処置されるようにするのである¹¹⁾。

このように、ロックは、自然状態では自然法が十分に機能しないために、人々はそこからの移行を余儀なくされると定義する。では、彼にとって、その自然法とはどのようなものなのだろうか。

1-3. ロックの自然法に対する認識

ロックが、『統治二論』で神の意志 (Will of God) の宣言に他ならないと述べ¹²⁾、『自然法論』でも、自然の光によって見出される神の意志の命令であるとした¹³⁾自然法は、全ての人間に共通のものであるだけでなく、人間にその他の被造物から区別される一つの社会を形成することを可能ならしめるものであるとされている¹⁴⁾。第一の基本的な自然法は、社会を保全すること、そして、(公共善と両立する限りにおいて) 社会に属する各人を保全することにある (Locke, 1689/1967/2010, pp. 373-374/452 頁を参照)。また、基本的な自然法は人類の保全ということにあると表されてもいる (Locke, 1689/1967/2010, p. 376/455 頁を参照)。そして彼は、自然法たる理性は、全人類に対して、全ての人間は平等で独立しているのだから、何人も他人の生命、健康、自由、あるいは所有物を侵害すべきではないということを経験するという見解を示す¹⁵⁾。この定義は、ただ一人の全能で無限の知恵を備えた造物主 (神) の作品である全ての人間が、神の欲する限りにおいて存続すべく造られていることを根拠としている¹⁶⁾。ただし、ロックの考える理性は、自然法の立法者ではなく、あくまでも解説者である¹⁷⁾。そのため、彼は、我々の精神能力が自然法の認識にいたりるとしても、全ての人が必ずしもこれらの能力を正しく使うということにはならないと考えていた¹⁸⁾。だが、自然法によって課せられる義務は、自然状態から移行しても消滅するわけではない。むしろ多くの場合、より精密に起草され、その遵守を強制するために人間の法によって公知の刑罰を付加されることになる。それゆえ、自然法は、立法者も含めた万人に対して、永遠の規範として存続するのである¹⁹⁾。

そして、彼は、全ての人を拘束する普遍的自然法という観念を必然的に生じさせる、創造者たる神の観念に到達する推論の判断材料は、この世界の物質、運動、構造、配置から必然的に導き出されるもので十分であるとしている²⁰⁾。この主張からは、神の意志である自然法も人間に知覚できる範囲内に留まるものであるという、言わば人間中心主義的な考えが導き出される。彼の『自然法論』における「自然が人間に法の遵守を要求しつつその法を隠し、人間が知りえない意志に従わなければならないとするほど、残酷なことはなく、万物の母である自然がそんなことをするはずがない²¹⁾」(Locke, 1664/1962, 173-174 頁を参照)という主張に、この考えが如実に表れている。

2. ロックの抱く人間像

2-1. ロックの考える神と人間の関係

このようなある種の人間中心主義に基づいた考えは、上記以外の神に対する教説にも見られる。彼は、神が自然の規則正しい運行のうちに、言わばその存在を人々の眼におしつけてくる (Locke, 1664/1962, 139 頁を参照) と、神の存在を人間の知覚に結び付けて定義するだけでなく、人間には、その本性にふさわしい行動様式が定められているのであって、もっとも完全で活動的な動物をつくり、他の何物より以上に精神や知性や理性や、あらゆる活動能力をこれに豊かに与えながら、これに仕事を与えず、また人間だけに立法能力を与えつつ人間だけが法に従わないようにしたとするなら、それは神の叡知に全くふさわしからぬことである (Locke, 1664/1962, 142-143 頁を参照) としているのである。おそらく、ロックが『統治二論』において、神でさえも認可や約束といった人間に関わる事柄に対しては自然法に服すべき義務を負うことを示唆していた²²⁾のは、このためであると考えられる。つまり、自ら自然法を上記の基準で捉えるように人間を造ったのだから、神も人間と関わる上ではその基準に合わせる責任があるということなのである。

以上で述べてきたことに加え、『自然法論』に「美德に関する理論は科学の範囲内に含まれる」、「自然に関することは常に同一だから、容易に科学にまとめられる」といった記述が存在していた²³⁾ことを踏まえると、レオ・シュトラウスが指摘するように、ロックが、近代自然科学の勃興という重大な転換の中から自然権のための結論を引き出したトマス・ホブズの影響を受けていた²⁴⁾ことは間違いのない。ただし、ロックが、多神教を信仰していた古代ギリシア人やローマ人を、偽装した無神論者に他ならない (Locke, 1664/1962, 166 頁を参照) としていたのも事実であり、チャールズ・テイラーが言うように、ロックは「ある意味で、真剣なキリスト教徒」(Taylor, 1989/2010, 268 頁を参照) であったと言える。加藤節も、ロックが「キリスト教思想家」の範疇に属する²⁵⁾と考え、その論理がおもに「神学的パラダイム」によって導かれている²⁶⁾ことを示唆している。ロックに対す

るこれらの見解は、一見、矛盾しているように思えるが、実はそうではない。なぜなら、現代の視点で見れば、ロックは間違いなくキリスト教的伝統に依拠しているのだが、政治哲学のテキストへのアプローチは、その第一の受信人を想定して、従ってまたそれが出現してきた具体的な歴史的状況と境遇を想定してなされなければならないと考えるシュトラウス²⁷⁾にとっては、ロックの主張に人間中心主義的な新しい観点が見出される時点で、彼が伝統的理説に追随していたわけではなく²⁸⁾、むしろ近代自然科学の考え方に基づいていることを指摘し、その点を強調することが重要だからである。実際、ロックの考える神が当時のキリスト教において定義されている神と全く同一のものであったとは考えにくい。

このような神に対する考えに基づいて、ロックは、全能の神の意志が公示されると、我々の義務および服従の根拠は一定の限界を与えられるとした²⁹⁾上で、次のように述べる。「神以外の立法者が他人に対してもつ支配権は、神から借りたものであって、神がそのように命じ意志するからこそ我々に服従の義務が生ずるのであり、彼らに服従することによって我々は神に服従しているのである」(Locke, 1664/1962, 171頁を参照)。これらの主張は、彼の考える「平等」の概念と深く関係している。

2-2. ロックの「平等」の概念

先述の自然状態にある人間が平等であることの根拠を、ロックは次のように示す。「同じ種、同じ等級に属する被造物が、全て生まれながら差別なく同じ自然の便益を享受し、同じ能力を行使すること以上に明白なことはないのだから、それら全ての者の主であり支配者である神が、その意志の明確な宣言によってある者を他の者の上に置き、明示的な任命によって疑う余地のない支配権と主権とを与えるのでない限り、全ての者が従属や服従の関係をもたず、相互に平等であるべきだということは明らかである」(Locke, 1689/1967/2010, p. 287/296頁を参照)。ただし、ロックは、有徳性や才能、あるいは出自などが、人間に優先的な地位を与えることを認めており、彼の言う平等とは、あらゆる種類の平等を意味するものではない³⁰⁾。彼がこのように定義した理由を、彼の自然法に対する見解が示している。ロックによると、自然法の命令の中で絶対的な、窃盗や中傷、あるいは、宗教や慈善や誠実などを含むもの、その他これに類するものは、世界中の全ての人を拘束する。しかし、人々のいろいろな状態や人々間の関係に関わるような自然法は、私的公的な機能の必要に応じて人々を拘束するのであって、例えば、国王が負うべき義務と臣民が負うべき義務とは全くの別物なのである。したがって、自然法の拘束力そのものはいたるところで同一であるが、人々の置かれている状況や、関係の違いによって、それに従うべき義務の内容が異なる場合が存在することになる³¹⁾。つまり、人間は、置かれている状況や立場が違っていても、自然法によって定められた義務を果たすという点では平等であり、たとえ君主といえども、自然法によって定められた人々の権利を侵害することは

許されないのである。事実、ロックは、生まれつき全く自由で自然法に少しも服従しない人など存在しないと考えていた³²⁾。

2-3. ロックの抱く人間像と彼が「自由」を強調した理由

しかし、だからと言って、とかく権力を握りたがるといふ弱さをもつ³³⁾同じ人間に過ぎない³⁴⁾君主が、自然法に従って人々の権利を侵害しないという保証はない。また、ロックは、たとえ善良な君主が支配していたとしても、その後継者たちが、君主の行為の先例を君主固有の権利であると誤解することによって、かつては人民の善のためにのみなされていたことを人民に害を加える権利に変質させてしまう可能性について、大いに危機感を募らせていた。それが原因となって生じた争いや公的社会の無秩序は、人民が、再び本来の権利を回復し、それが君主の権利ではないことを宣言できるようになるまで続くのである³⁵⁾。しかし、たいていの人が統治者の私的な利害のために存続している慣習や特権を是正しようとしめない傾向にあると、彼は認識していた³⁶⁾。また、ロックは、統治体のもつ全権力を確立され公布された法に基づいて行使されるようにすることの重要性を示している³⁷⁾が、この問題が法制度の整備のみによって完全に解決されるものではないことも示唆している³⁸⁾。だからこそ、上記のような事態が起きるのを防ぐために、彼は『統治二論』において、人が自分に対して権力を行使する権利をもつ人物が誰であるかを得心することの重要性を説き³⁹⁾、絶対的な権力を有する君主に対して人々が異議を唱えることができないような政治体制そのものを否定し⁴⁰⁾、自由の概念を強調したのである。ちなみに、彼は、暴政が君主政に固有のものではないことも指摘している⁴¹⁾。

3. ロックの思想における共同体の位置づけ

3-1. 自由概念を強調したこととロックの共同体を重視する視点との関連性

今まで述べてきたことから明らかなように、ロックが強調する「自由」は、人々に対して無制限に自由を認めるといふことを意味しない。彼が考えていたのは、あくまでも「我々は神の定めた限界を守らなければならない、さらに、全知全能の神の心にかなうよう行動すべきである」(Locke, 1664/1962, 170 頁を参照)という理念の下における平等であり、自由なのである。自分を導く理性をもつ前に、人間を無制限の自由へと解き放つことは、自由であるという人間本来の特権を容認することではない (Locke, 1689/1967/2010, p. 327/365 頁を参照) という彼の『統治二論』における主張が、このことを裏付けている。それどころか、人が絶対的な自由を要求するということは、自然を全く否定することに他ならない (Locke, 1664/1962, 145 頁を参照) としていたロックは、自由を絶対的なものとしてその意味を拡大的に解釈していった近代以降の自由主義のような考え方が普及することを危惧して

いたように思われる。では、このような危険性を認識してもなお、彼が敢えて自由の概念を強調したのはなぜだろうか。

ロックがより危険であると考えたのは、著書『パトリアーカ』によって「全人類を縛りつける鎖」を提供しようとしているフィルマー⁴²⁾のように、(明らかに)真理のために筆をとってはいない著述家達が、利害と党派心への情熱に駆られるあまり、ともすれば、自分達の目論見のためにキリスト教をかつぎ、それを鵜呑みにしない人々に無神論の非難を浴びせる⁴³⁾という現実には起きている問題であった。ロックは、この問題に迅速に対応する必要に迫られていたのである。もっとも、ロックは、単純に人民に肩入れしようとしていたわけではない。彼は、支配者あるいは人民のどちらであっても、実力によって君主あるいは人民の権利を侵害し、正当な統治の基本法と体制とを転覆させる基礎を置こうとする者は、人類共通の敵であり、害虫である (the common Enemy and Pest of Mankind) とさえしており⁴⁴⁾、その実力の行使についても、人が法に訴えることを阻止された場合に限られるという条件を付していた⁴⁵⁾。また、彼は、統治が、基本的に被治者の利益のためにあるとしながらも⁴⁶⁾、統治者のためのもの(統治者も、その各部分と成員とが社会の法によって管轄され、全体の利益のためにそれぞれに固有の機能を果たすべく規定される政治体の一部を成すから、その限りにおいて)でもあると言えるという見解を示している⁴⁷⁾。つまり、ジョン・ダンが指摘するように、ロックは、いかなる意味においても、政治的権威への敵対者ではなかった⁴⁸⁾。ロックは、フィルマーの王権神授説のようなものに唆された君主の側によって自然法が著しく侵害される恐れがあったために、本来、自然法によって保たれていた権力の均衡状態を再現することを企図して、人民を理論的側面から支援しようとしただけなのである。そのために彼は、「執行権者、あるいは立法部によって権利のない権力を行使される人民は、地上に訴えるところが存在しない場合、自然法⁴⁹⁾に基づいて十分に重大な根拠があると判断するときにはいつでも天に訴える自由をもつ。」(Locke, 1689/1967/2010, pp. 397-398/496-497 頁を参照)と主張したと考えられる。

これらのことを踏まえると、ロックの理念は、彼の自然法観に則った一種の共同体主義に基づいていたとすることができる。事実、彼は、神が人間を、必要性、便宜、性向という強い拘束の下に置かれて社会をなさざるをえないようにされるとともに、社会を存続させ享受させるために、人間に知性と言語とを与えたと考えており⁵⁰⁾、そのように考えるのであれば、社会の維持に寄与する諸々の掟に従うことが人間の義務であり、それを神は求めるという結論に至るのが必然であることを示唆している⁵¹⁾。また、彼が、人が自分に対して権力を行使する権利をもつ人物が誰であるかを得心することの重要性を説いたのは、人民が、統治者を、あたかも主治医を変えるように頻々と、そして何の痛痒をも覚えることなく変えてしまうような無秩序な状態に陥ることを危惧したためでもあった⁵²⁾。

3-2. ロック 共同体論の根底にあるものとは

では、この共同体主義は、厳密にはどのような考えに基づいているのであろうか。ジョン・ダンは、ロックの思想の根本的な部分について次のような見解を示している。「人間の義務は根本において神の意志に基礎をおいているとみる主意主義者と、それが基礎をおいているのは、唯一、理性の要求と自然界の実在的な特質とにだけあるとみる主知主義者との論争について言えば、ロックの立場はそのいずれとも決められないものであった。それら二つの見解のうちどちらを採るかの選択を迫られた場合、ロックがいつも信頼を寄せたのは神の意志であったが、ロックは、明らかに、それら二つの見解それぞれがもつ説得力を（文字通り生涯を通じて）感じていたのである」（Dunn, 1984/1987, 105-106 頁を参照）。これは、先に述べたロックの思想の根底に対する解釈の立場についての見解であるが、両者の解釈を包摂しているこの考えは、上記のロックにみられるある種の人間中心主義の理由を探る上でも重要であると考えられる。

また、一ノ瀬正樹は同じことに関して次のように述べている。「ロックの「主意主義」的側面は、「刑罰」の概念を介して、自然法の内容の認識に至る努力探究の過程と直接に結合していると言うべきだろう。そうした努力探究という過程は明らかに理性的推論と重ねられるものであった。ロックにおいて、「自然法」は正しい理性の行使によって見出されるものであり、そうした自然法認識のための理性の機能は、結局は推論し探究するという実践へと重なりいくと理解されたからである。つまり、自然法の拘束力の根拠を「神の意志」に求めるという「主意主義」は、究極的に、自然法認識へと向かう理性の機能へと連なることになる。自然法の意義の源泉を「理性」に求める立場こそが「主知主義」と呼ばれているのであるから、ロックの「主意主義理論」は「主知主義理論」と不可分に連合しているという結論に達するのである」（一ノ瀬, 1997, 44-45 頁を参照）。

これらの主張から、なぜロックの思想が根本的な部分において共同体を重視するものとなっているのかということの説明がつく。彼の思想は、主意主義と主知主義の両方に基づいており、どちらか一方を完全に無視することができるほど明確な指針が存在しているとは言いがたい。また、彼の主意主義的な観点からみれば、先に示したように、人間は、神によって造られた、他の被造物よりも精神や知性や理性を豊かに与えられたもっとも完全に活動的な動物であり、主知主義においても、人間はその主体となる。つまり、ロックの思想の根幹をなしている二つの指針が、共に人間を重視するという点で共通していたのである。上記の人間中心主義は、ここから導き出されたと考えられる。そして、自然状態では十分に機能していなかった先述の人類の保全という基本的な自然法に人々が服することをより確かなものにする「政治的共同体」(common-wealth)⁵³⁾が、人間にとって必要不可欠なものであったため、元々、そのみに依拠することができるような思想の根底を支える唯一の指針と呼べるようなものが存在しない彼の思想の中核を、共同体の概念が占めるよ

うになったのである。ロックが、旧約聖書の『創世記』第一章二十八節で述べられている神の祝福は、人間、自らの創造主の似姿であり地球の主要な居住者たる人間という種全体が、他の被造物への統治権を与えられたということ以外の何もかも意味しないという見解を示し⁵⁴⁾、理性は、人間と人間との間の規則として、また、人類がそれによって一つの団体や社会へと結合するための共通の絆として神が与えたものであると考えている⁵⁵⁾という事実も、このことを裏付けている。つまり、ロックの主意主義的な観点と主知主義的な観点のどちらに関しても、その根本的な部分において、個人ではなく集団としての人間に焦点を当てる彼の姿勢との密接なつながりが見受けられるのである。

3-3. ロックにとって共同体はもっとも重要なものなのか

ただし、ロックの共同体主義は、あくまでも彼にとっての自然法を前提としており、絶対的なものではなかった。たしかに、全ての人の利益を同時に顧慮するのは不可能なことであると考えていた彼⁵⁶⁾は、人民全体にとって、少数の私人がときに危害に苦しむことよりも、政治的共同体の首長が容易に、また些細なことで危害にさらされることのないほうが安全性は高い (Locke, 1689/1967/2010, p. 420/542 頁を参照) としており、個人よりも共同体の方を重視すべき場合があることを示唆している。

しかし、ロックは、人々が暴政から逃れる権利をもつと定義する⁵⁷⁾だけでなく、人は、自分の生まれた国の合法的統治を認めない場合、それが彼の祖先の同意によって作られたものであるとしても、その統治の法によって彼に与えられている権利や祖先から彼に承継された所有物を放棄すれば、そこに留まる必要はないとして⁵⁸⁾、たとえ少数であっても、共同体の利益のために一定限度を超えるような不利益を被る人が存在するのであれば、彼らとその状況から脱け出すことができるよう配慮したのである。また、これまでに述べてきたことを踏まえても、ロックが明らかに共同体至上主義者ではなかったことが分かる。

おわりに

以上のことから、ジョン・ロックは少なくとも、自由の意味するところが拡大的に解釈される可能性を考慮し、そのように解釈されるものではないことを指摘した上で、自由の概念を強調していたと考えられる。また、「人の仕事は、この世においては幸福になることであり、それを実現するものは、生命、健康、安楽と快楽に資する自然界の事物を享受することと、この生が終わった後の別の生によせる快い希望である。」 (Locke, 1997/2007, 172 頁を参照) と主張する彼は、シュトラウスが示唆しているように快樂主義者ではあるが⁵⁹⁾、「権威の拘束を断ち切り、自然的自由を守り、権利と公正は各個人の私利によって決められるべきだ」という主張は極めて有害な意見であるとしており⁶⁰⁾、極端な功利主義

的自然主義には反対しているのも事実である。さらに、もし人が独立しているのであれば、自分の意志以外には法は何一つなく、そういう者は、自分が自分にとって神となってしまうと批判している⁶¹⁾ことから、ロックが個人主義者ではないことも分かる。

しかし、上記の人間中心主義的な考え方が、哲学の根本的な部分について探究するという言わば自問自答の姿勢（シュトラウスはこれを強調している⁶²⁾）が軽んじられるようになる結果を生じさせただけでなく、人々が人間の知覚というものに絶大な信頼を寄せるきっかけとなったために、自由主義や功利主義などに課していた制約が人々に曖昧に認識されるようになってしまった。また、一ノ瀬が言うようにロックが「自然法」理解における努力探究という側面に力点を置いていた（一ノ瀬, 1997, 41 頁を参照）としても、その努力探究の過程において打ち止めの役目を果たしている「同意」⁶³⁾を重視しすぎてしまったために、自然法を追究する根本的な理由を問う上で、その姿勢がロック自身の中で貫かれているとは言い難い。ロックは、自然法に照らして無制限の自由が許容されえないことを十分に説明することができなかったのである。これらの理由により、彼以後、政治思想における「自由」という言葉の示す意味は、様々な面で拡大していった。「我々の心は、真理と同じだけの広さには作られていないし、その視野に入ってくる全ての事象の広がりには適合してもいないが、我々が獲得することのできる知識は、我々がその使用目的を我々の本性の仕組みと我々の存在の諸環境が示してくれるところに限定し、その目標に向けるのであれば、十分なものである。」（Locke, 1997/2007, 166-167 頁を参照）としていたロックに、彼の主張した「自由」の意味が拡大的に解釈される危険性に対して配慮が欠けていた点があったことは否めないだろう。

ただし、実はそれは、ロックが、自分の思想が実践的であるかどうかを考慮した結果でもあったと言える。彼は、理性以外のものを根拠として主張しなかった古代の哲学者⁶⁴⁾が自然法などに付け加えることができた強制力は、せいぜい美德と悪徳の名による名誉と不名誉であったと認識しており⁶⁵⁾、それでは、実際に人々に自然法を順守させることができないだけでなく、理性が助けようとする限りは喜んで理性を利用し、理性によって助けることのできないものについては、信仰が理性より上位にあると唱える宗教上のあらゆる宗派⁶⁶⁾に対抗することができなかった。ロックの置かれていた状況を鑑みると、自らが課した自由に対する制約を曖昧にしてしまう言わば欠点とも呼べるものを彼の思想が内包しているのも致し方ないと言わざるをえない理由が存在したのである。

そして、そのような問題点があったとしても、それは彼が自由の概念を強調した理由の重要性までも否定するものではない。ロックは、シュトラウスの言うように言葉の適切な意味での自然法ではなくとも⁶⁷⁾、彼の考える自然法とそれに基づいた「政治的共同体」(common-wealth) を重視しており、統治者に対しても人民に対しても、両者が自然法に従っている限りは、中立の立場をとっていた。また、彼の考える共同体は、単なる共同体

至上主義に基づいたものとも異なっていたのである。しかし、現代において、このロックの視点の重要性が十分に認識された上で「自由」について論じられているのかどうかということについては、疑問が残ると言わざるを得ない。ロックの自由の概念は、元々、統治者対人民という単純な二項対立の構図から導き出されたものではなかったのである。

注

- 1) Locke, 1689/1967/2010, pp. 301-302/320-321 頁. 以下の注で、p は英語版の、頁は日本語版のページを指す。本文中のロックの邦訳は基本的に日本語版に準拠している。
- 2) Locke, 1689/1967/2010, p. 302/321 頁.
- 3) Locke, 1689/1967/2010, p. 302/321 頁.
- 4) Locke, 1689/1967/2010, p. 327/365 頁.
- 5) Locke, 1689/1967/2010, p. 287/296 頁.
- 6) Locke, 1689/1967/2010, pp. 288-289/298 頁.
- 7) Locke, 1689/1967/2010, p. 370/445 頁.
- 8) Locke, 1689/1967/2010, p. 369/442 頁.
- 9) Locke, 1689/1967/2010, p. 369/442 頁.
- 10) Locke, 1689/1967/2010, p. 369/443 頁.
- 11) Locke, 1689/1967/2010, p. 371/446 頁.
- 12) Locke, 1689/1967/2010, p. 376/455 頁.
- 13) Locke, 1664/1962, 140 頁.
- 14) Locke, 1689/1967/2010, p. 370/444 頁.
- 15) Locke, 1689/1967/2010, p. 289/298 頁.
- 16) Locke, 1689/1967/2010, p. 289/298-299 頁.
- 17) Locke, 1664/1962, 140 頁.
- 18) Locke, 1664/1962, 150 頁.
- 19) Locke, 1689/1967/2010, p. 376/455 頁.
- 20) Locke, 1664/1962, 149-150 頁.
- 21) Locke, 1664/1962, 173-174 頁.
- 22) Locke, 1689/1967/2010, p. 414/528-529 頁.
- 23) Locke, 1664/1962, 144 頁. これらの文は後に削除されている。
- 24) Strauss, 1953/1988, 182 頁.
- 25) 加藤, 1987, 2 頁.
- 26) 加藤, 1987, 180 頁.
- 27) Strauss, 1989/1996, 17 頁.
- 28) Strauss, 1953/1988, 216-234 頁.
- 29) Locke, 1664/1962, 171 頁.
- 30) Locke, 1689/1967/2010, p. 322/356 頁.
- 31) Locke, 1664/1962, 175-176 頁.
- 32) Locke, 1664/1962, 176 頁.
- 33) Locke, 1689/1967/2010, p. 382/468 頁.
- 34) Locke, 1689/1967/2010, p. 294/306 頁.
- 35) Locke, 1689/1967/2010, p. 396/495 頁.
- 36) Locke, 1689/1967/2010, pp. 390-391/483 頁において、彼は、これを甚だしく不合理なことであるとしている。
- 37) Locke, 1689/1967/2010, p. 378/460 頁.

- 38) Locke, 1689/1967/2010, p. 299/316-317 頁.
- 39) Locke, 1689/1967/2010, p. 221/162 頁において、ロックは、そうでなければ、海賊と合法的な君主との区別はなくなってしまうと述べている。
- 40) Locke, 1689/1967/2010, p. 294/306-307 頁.
- 41) Locke, 1689/1967/2010, p. 418/538-539 頁.
- 42) Locke, 1689/1967/2010, p. 159/27-28 頁.
- 43) Locke, 1689/1967/2010, p. 273/266 頁.
- 44) Locke, 1689/1967/2010, p. 436/571-572 頁.
- 45) Locke, 1689/1967/2010, p. 421/544 頁.
- 46) Locke, 1689/1967/2010, pp. 227-228/174 頁.
- 47) Locke, 1689/1967/2010, p. 228/175 頁.
- 48) Dunn, 1984/1987, 88 頁.
- 49) 原文では、「人間のあらゆる実定法に先立ち、それに優先する法」とされている。
- 50) Locke, 1689/1967/2010, pp. 336-337/384 頁.
- 51) Locke, 1997/2007, 186 頁.
- 52) Locke, 1689/1967/2010, p. 221/162 頁.
- 53) Locke, 1689/1967/2010, pp. 372-373/448-449 頁.
- 54) Locke, 1689/1967/2010, p. 186/87-88 頁.
- 55) Locke, 1689/1967/2010, p. 401/502 頁.
- 56) Locke, 1664/1962, 181 頁.
- 57) Locke, 1689/1967/2010, p. 429/559 頁.
- 58) Locke, 1689/1967/2010, p. 412/524-525 頁.
- 59) Strauss, 1953/1988, 260 頁において、シュトラウスは、ロックが特殊な快樂主義者であると見なし
ている。
- 60) Locke, 1664/1962, 179 頁.
- 61) Locke, 1997/2007, 297 頁.
- 62) Strauss, 1989/1996, 283 頁.
- 63) 一ノ瀬, 1997, 49 頁.
- 64) Locke, 1997/2007, 321 頁.
- 65) Locke, 1997/2007, 245 頁.
- 66) Locke, 1689/1975/1977, p. 689/300 頁.
- 67) Strauss, 1953/1988, 233 頁.

引用文献

- 一ノ瀬正樹 (1997) 『人格知識論の形成：ジョン・ロックの瞬間』 東京大学出版会.
- 加藤節 (1987) 『ジョン・ロックの思想世界：神と人間との間』 東京大学出版会.
- Dunn, J. (1984) *Locke*. Oxford University Press. (加藤節訳 (1987) 『ジョン・ロック：信仰・哲学・政治』 岩波書店)
- Locke, J. (1689) *An Essay concerning Human Understanding*. (edited with an Introduction, critical apparatus and glossary by Peter H. Nidditch (1975) Clarendon Press.) (大槻春彦訳 (1977) 『人間知性論』 第4巻 岩波書店)
- Locke, J. (1997) *Locke: political essays*. (edited by Mark Goldie.) Cambridge University Press. (山田園子訳 (2007) 『ロック政治論集』 法政大学出版局)
- Locke, J. (1664) *Questions Concerning the Law of Nature*. (浜林正夫訳 (1962) 「自然法論」、『世界大思想全集 [第2期] (社会・宗教・科学思想篇) 2』 河出書房新社)
- Locke, J. (1689) *Two Treatises of Government*. (a critical edition with an introduction and apparatus criticus by Peter Laslett (second edition) (1967) Cambridge University Press.) (加藤節訳 (2010) 『統治

二論』岩波書店)

- Strauss, L. (1953) *Natural right and history*. University of Chicago Press. (塚崎智・石崎嘉彦訳 (1988) 『自然権と歴史』昭和堂)
- Strauss, L. (1989) *The rebirth of classical political rationalism: an introduction to the thought of Leo Strauss: essays and lectures*. (selected and introduced by Thomas L. Pangle.) University of Chicago Press. (石崎嘉彦監訳 (1996) 『古典的政治的合理主義の再生』ナカニシヤ出版)
- Taylor, C. (1989) *Sources of the self: the making of the modern identity*. Harvard University Press. (下川潔・桜井徹・田中智彦訳 (2010) 『自我の源泉：近代的アイデンティティの形成』名古屋大学出版会)